



「アルミニウム再生地金製造技術開発事業」 公募説明会

日時: 2026年3月19日(木)11時00分~12時00分

場所: Microsoft Teams(オンライン開催)

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

サーキュラーエコノミー部

目 次

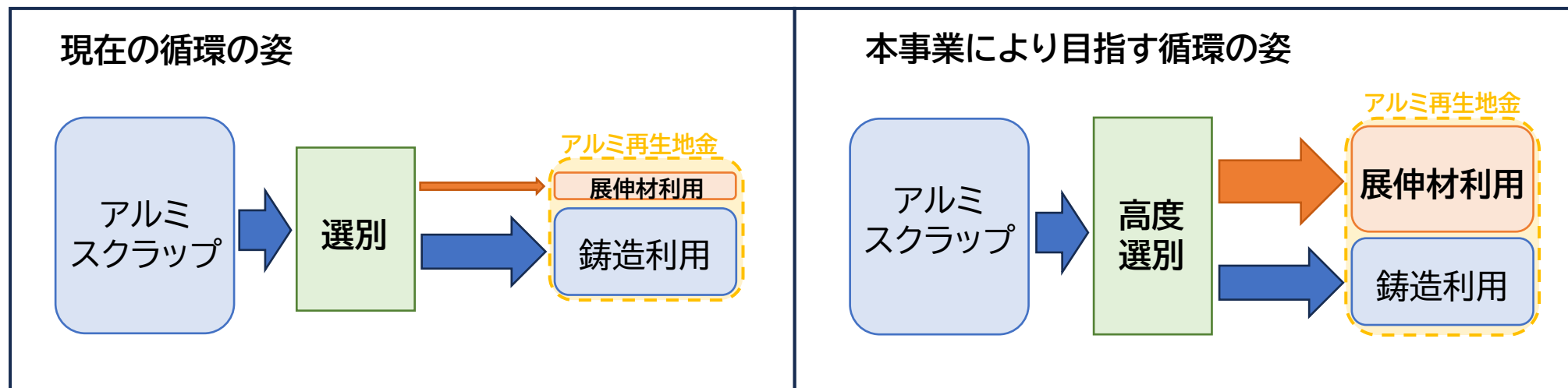
- 事業の背景・目的
- 研究開発の目標、内容、運営管理
- 予算規模・事業期間
- 応募要件
- 実施要件
- 応募方法
- 提出書類
- 審査方法および採択結果の公表等
- 審査基準
- スケジュール(予定)
- その他重要事項・留意事項
- 問い合わせ

事業の背景・目的

- 近年、資源・エネルギー需要の拡大や環境問題の深刻化を背景に、経済活動において資源投入量・消費量を抑えつつ循環経済を確立することで付加価値の最大化を図る資源自律経済への転換が求められています。
- アルミニウムは軽量で強度や耐食性に優れており、自動車や建築、日用品など幅広い分野で利用され、今後も需要が増える見込まれています。スクラップから製造されるアルミニウム再生地金は、新地金よりも製造エネルギーが少なく、GHG排出を大きく削減できるうえ、新地金を100%海外から輸入している我が国にとって輸入に頼る資源調達のリスク低減にもつながります。アルミニウム再生地金は既に一部製品で利用されていますが、異種金属の混入に強い鋳造材が中心であり、展伸材への利用はわずか10%となっています。
- したがって、アルミニウムが循環する社会の実現に向けては展伸材でのアルミニウム再生地金の利用率を向上させるための取り組みが必要です。

事業の背景・目的

- 本事業では、アルミニウムが国内循環する社会の実現に貢献するべく、**市中から回収されるアルミニウムスクラップから展伸材として再利用可能なアルミニウム再生地金の製造プロセスの確立**に向けて、高度選別技術の開発を実施します。



本事業で目指すアルミニウム循環(イメージ)

研究開発の目標

■ アウトプット目標

【最終目標(2028年度末)】

アルミニウムスクラップ中に含まれる**展伸材の80%以上を再利用可能な品質で回収可能な高度選別技術の確立**

(理由)

アルミニウムVISION2050(日本アルミニウム協会)における「展伸材における循環使用率の目標」および「アルミニウム製品の需要見通し」から推測される展伸材として利用可能なアルミニウム再生地金の必要量を達成するための指標として設定。

■ アウトカム目標

- 本プロジェクトの成果について、**事業終了後2年程度での実用化**を目指す。
- 本プロジェクトにおける成果を基にしたアルミニウム再生地金製造技術を確立し、**2040年度にアルミニウム再生地金展伸材の生産量44.8万トン/年**を達成することにより、**市場創成効果2240億円/年、CO₂削減効果400万トン/年**の貢献を目指す。

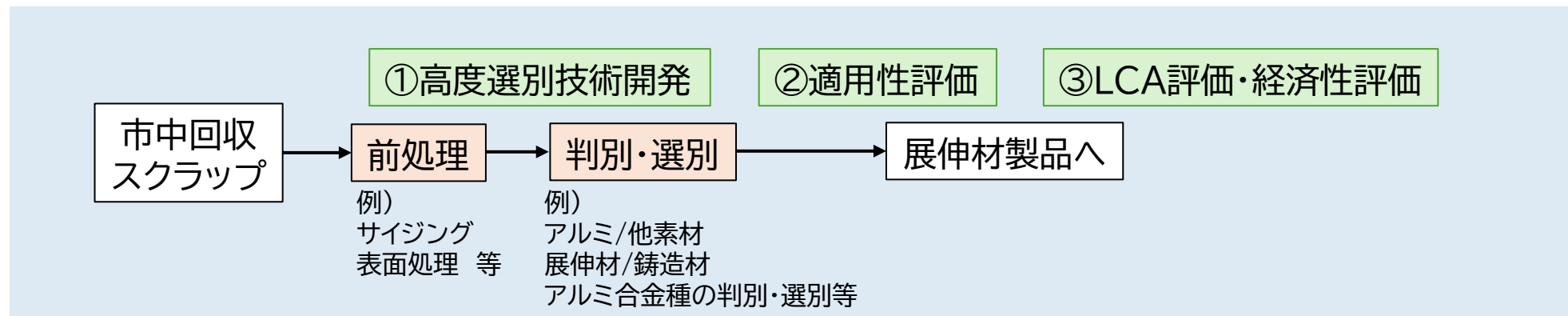
※実用化とは「当該研究開発に係る試作品、サービス等の社会的利用(顧客への提供等)が開始されること」をいう。

研究開発の内容

■ 研究開発項目：高度選別技術の開発

- ・ 市中から回収されるアルミニウムスクラップから高品位な展伸材として再利用可能なアルミニウム再生地金を製造するための高度選別技術の開発を実施。

- ① 展伸材として水平リサイクル可能なアルミニウムスクラップをより**高い精度・処理能力で選別するための、前処理技術**や**判別・選別技術**の開発。
- ② これらのプロセスにより製造されたアルミニウム再生地金が展伸材として再利用可能な品質になっているか等、**部材適用性評価**の実施。
- ③ 環境負荷や資源循環性、経済合理性等の側面から開発技術の優位性・有効性の評価(**LCA評価、経済性評価**等)の実施。



※提案において必ずしも全てのアルミスクラップを対象とする必要はありません。ただし、一般論として、より汎用性の高い技術やポテンシャルの大きい技術と考えられる提案の方が審査の評点は高くなります。

研究開発の運営管理

【技術委員会の設置】

- 外部有識者で構成する技術委員会を設置し、研究開発の進捗状況や目標達成・事業化の見通し等について外部有識者の確認を受け、必要に応じて実施計画の変更等を行います。

【ステージゲート方式の適用】

- 本プロジェクトでは、ステージゲート方式を適用します。具体的には、外部有識者によるステージゲート委員会を設置し、2028年度以降の研究開発テーマの継続是非を2027年12月頃（予定）に決定します。

【交付金インセンティブ制度の活用】

- 本プロジェクトは、交付金インセンティブ制度を活用する予定です。当該事業における具体的運用等は、公募を経て採択された実施者に提示します。

参考:NEDO「交付金インセンティブ制度」の導入について

(<https://www.nedo.go.jp/content/100956873.pdf>)

予算規模・事業期間

【予算規模・事業期間】

対象	2026年度予算規模	事業期間
高度選別技術の開発	1.4億円程度 (負担率:100%NEDO負担)	2026年度～2028年度

【留意事項】

- 2026年度の事業の予算規模は1.4億円であり、**予算の範囲内で採択先を決定**します。
- 本事業の予算規模(3年間の委託)の**総額は4.2億円程度**を予定しています。
- **予算案等の審議状況や政府方針変更等により予算規模は変動**することがあります。
- 事業期間は、2026年度～2028年度までの最長3年間とし、**提案書は3年間の計画**で作成してください。ただし、**当初の契約は、2026年度～2027年度までの2年間**とします。
- 2027年度に**ステージゲート審査**を実施し、**継続の可否の判断**を行う予定です。

応募要件

- 応募資格のある法人は、次の(1)～(7)までの条件、「基本計画」等に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりませんのでご注意ください。
 - (1) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
 - (2) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
 - (3) NEDOが事業を推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
 - (4) 企業等が事業に応募する場合は、当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
 - (5) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該事業の研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
 - (6) 複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
 - (7) 本邦の企業・大学等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等(研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。

実施要件

- 本事業は、採択後、業務委託契約を締結します。業務委託契約の締結にあたっては、最新の「業務委託契約約款」を適用します。その他必要に応じて、特別約款の適用を求める場合があります。また委託業務の事務処理においては、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施いただきます。
- 事業の実施にあたっては、該当する約款及びマニュアルを遵守いただくことが要件となります。

参考:委託事業の手続き:約款・様式

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>

委託事業の手続き:マニュアル

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

応募方法

【受付方法】

- 本公募は、**電子申請システム「Jグランツ」**で応募を受け付けます。また当該申請システムを通じて行われた申請に対する採択・不採択結果についても、原則として当該申請システムで通知等を行います。
- Jグランツの使用にあたっては、事前に**GビズIDの「GビズIDプライムアカウント」**又は**「GビズIDメンバーアカウント」**が必要です。GビズIDの取得は2週間以上かかる場合もあるため、GビズIDを未取得であれば余裕をもって登録手続きを行ってください。GビズIDが無いと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

【受付期間】

- 2026年3月13日(金)～**2026年4月13日(月)正午**まで

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。延長する場合はNEDOホームページにてお知らせいたします。

【提出先及び提出方法】

- 以下のJグランツ公募ページから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行った上で、申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0WJ200000CDXQ3MAP?wfid=a0XJ2000006gbIWMA>

※Jグランツ上の申請は提出期限を厳守ください。提出期限を過ぎた提案は受け付けません。

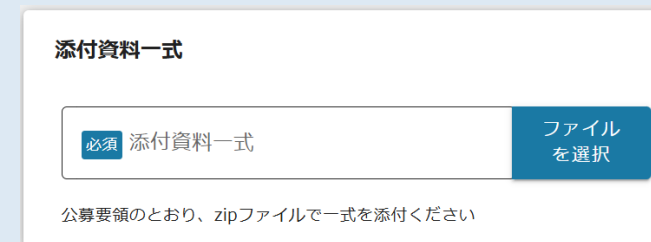
※他の提出方法(持参、郵送、FAX又はE-mail等)による提出は、原則受け付けません。

参考:NEDO事業の公募におけるJグランツでの応募受付について(https://www.nedo.go.jp/koubo/ZZAN_100061.html)

提出書類

- 以下の書類をJグランツ申請フォーム「添付資料一式」にアップロードしてください。

- 提出書類のチェックリスト
- 別添1:提案書
- 別添2:研究開発統括責任者候補及び研究開発責任者の研究経歴書
- 別添3:提案者情報
- 別添4:ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
- 別添5:NEDO事業遂行上に係る情報管理体制の確認票
- 直近の事業報告書、直近3年分の単体／連結財務諸表(原則、円単位)(※)



【提出にあたっての留意事項】

- 提出書類は日本語で作成してください。
- Jグランツ上の申請は、提出期限を厳守ください。提出期限までに申請完了できなかった場合は、応募は受け付けできませんので、余裕をもって提出してください。再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。
- 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は無効となる場合があります。
- アップロードするファイルは提出書類毎に作成し、1つのZIPファイルにまとめてください。パスワードはつけないでください。
- 具体的な様式は本公募に掲載の「提出書類一式」をご参照ください。

本公募ページ:https://www.nedo.go.jp/koubo/EV2_100317.html

審査方法および採択結果の公表等

【審査方法】

- 外部有識者による採択審査委員会と、NEDO内の契約・交付審査委員会の二段階で審査します。
- 契約・交付審査委員会では、事前審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- 必要に応じてヒアリング審査や資料の追加、代表者面談等をお願いする場合があります。
- **採択先の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられません**のであらかじめご了承ください。

【採択結果の公表等】

- 採択した案件に関しては、事業者名(再委託先・共同実施先)、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公表します。
- 不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

【附帯条件】

- **採択に当たって条件(予算や体制の変更、経費の支払方法等)を付す**場合があります。

審査基準

i. 事業の適合性

(本事業の目的・目標に適合しているか 等)

ii. 開発の優位性

(開発内容に新規性・優位性等があるか 等)

iii. 計画の妥当性

(達成目標が明確で、スケジュールが効率的・効果的か 等)

iv. 実用化・事業化の取組

(実用化・事業化のターゲットが明確で、それに向けた取組に実現性・実行性があるか、社会・経済への波及効果が期待できるか 等)

v. 実施体制・能力

(役割分担が明確で効率的な体制か、必要な人員・設備・支援体制や関連分野の開発実績を有するか 等)

vi. 提案の経済性

(予算の範囲内で必要経費を適切に計上しているか、他事業との重複なく妥当な予算規模か 等)

vii. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- 女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)
- 次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)
- 若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)

スケジュール(予定)

- 2026年4月13日(月)正午:公募締切
- 2026年5月14日(木) :採択審査委員会(外部有識者による審査)
- 2026年5月下旬 :契約・交付審査委員会(NEDO内の審査)
- 2026年5月下旬 :採択先決定
- 2026年6月上旬 :NEDOウェブサイト公表
- 2026年8月上旬 :契約締結

その他重要事項・留意事項

公募要領 p9、11～20

- 応募時の留意点や採択後の各種事務手続きなど、その他の重要事項や留意事項を公募要領の中の「【別紙】その他重要事項・留意事項」にまとめて記載してありますので、応募にあたっては必ず事前にご一読ください。

資料

[公募要領](#)  (482KB)

[基本計画](#)  (200KB)

[提出書類一式](#)  (826KB)

問い合わせ

■ 本公募や事業の内容に関するお問い合わせ

2026年**3月19日(木)**から**4月9日(木)**の間に限り、**E-mail**で受け付けます。

【問い合わせ先】

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
サーキュラーエコノミー部 坂本、今西、林、張替

E-mail: 3r-pj[*]ml.nedo.go.jp

※上記アドレスの[*]を@に変えて使用してください。

- 審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。
- お問い合わせ頂いた内容で、応募検討者全員に公開すべきと判断される情報については、NEDOウェブサイトの公募情報のページに掲載いたします。

問い合わせ

■ Jグランツに関する問い合わせ

Jグランツポータルサイトをご覧ください。

- よくあるご質問、FAQチャット

<https://www.jgrants-portal.go.jp/faq>

- 事業者クイックマニュアル

[https://fs2.jgrants-](https://fs2.jgrants-portal.go.jp/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E7%94%A8.pdf)

[portal.go.jp/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E7%94%A8.pdf](https://fs2.jgrants-portal.go.jp/%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E8%80%85%E7%94%A8.pdf)

■ GビズIDに関する問い合わせ

GビズIDサイトをご覧ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

ご応募お待ちしております。

説明後の質疑応答内容①

Q.1

技術委員会の委員について、何人を目安に選定すればよいのか。

A.1

技術委員会はNEDOが主体となって開催するものであり、NEDOが委員の選定等を行うため、提案者に委員の選定をしていただく必要はございません。他方で、提案者が独自に外部の有識者を招いて知見を得るような委員会を開催していただくことは妨げません。

Q.2

交付金インセンティブ制度について教えてほしい。

A.2

事業期間中の成果が目覚ましい案件に対して、金銭的インセンティブや物的インセンティブを付与する制度です。制度の詳細は、以下のURLをご確認ください。なお、評価のタイミング等、当該事業における具体的運用等は、公募を経て採択された実施者に提示させていただきます。

参考:NEDO「交付金インセンティブ制度」の導入について

<https://www.nedo.go.jp/content/100956873.pdf>

説明後の質疑応答内容②

Q.3

3月19日～4月9日の期間に問い合わせできる内容のイメージを教えてください。

A.3

一例として、応募の要件や一般的な費用計上のルール等のお問い合わせは回答できますが、審査の経過やご提案内容の良し悪し等の問い合わせには回答できません。判断に迷う場合にはお気軽にご相談ください。

Q.4

「別添1:提案書(委託)」の中にある「実用化・事業化計画に対する申請者内におけるコミットメントの状況」とはどの程度の内容を記載すればよいのか。また、共同提案の場合、全事業者のコミットメント状況を記載すべきか。

A.4

記載の粒度に指定はございません。ただし、「実用化・事業化の取組」も審査基準の1つとなっており、一般論としては、より具体的で実現性のある方が審査における評点が高くなります。

説明後の質疑応答内容③

Q.5

複数の事業者で共同提案する場合、GビズIDは各事業者それぞれ取得する必要があるのか。

A.5

共同提案の場合は、代表法人にJグランツでの申請を行っていただきます。したがって、代表法人以外はGビズIDをご準備いただく必要はございません。

Q.6

8月上旬に契約締結予定ということだが、契約締結日以前に本事業に関する研究開発を進めた場合、その経費を計上することは可能か。

A.6

NEDOが受理した実施計画書の提出日から、最大で2か月前の日(実施計画書の提出日が2か月以内の場合は、採択通知日)まで、委託期間開始日を遡ることが可能であるため、契約締結日以前に発生した、事業に直接必要な経費は計上することが可能です。

参考:委託業務事務処理マニュアル

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual_jimushori_2025.html